平成18年9月13日

各　位

大阪市住之江区南港中七丁目2番29号
ワールド・ロジ株式会社
代表取締役　上井　健次
（コード番号：9378　大証ヘラクレス）
問い合わせ先　管理本部　総務グループ部長
勝田　晃範
TEL：０６－６５６９－６３３１

当社執行役員、従業員、当社子会社取締役及び従業員に対するストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成18年9月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、ならびにかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成18年9月28日開催予定の第９期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．従業員等に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由
業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに優秀な人材を確保することを目的とする。

２．新株予約権の割当を受ける者
当社の執行役員、従業員および当社子会社の取締役ならびに従業員

３．発行する新株予約権の総数
1,500個を上限とする。（なお、当社取締役、従業員、子会社取締役及び従業員を対象とした新株予約権の総数は1500個であり、取締役に対するストックオプション報酬としての新株予約権が付与されない場合には当社執行役員、執行役員、従業員、当社子会社取締役及び従業員を対象とした新株予約権の総数は1500個すべてとなります。）

４．新株予約権発行の要領
(1)　新株予約権の目的である株式の種類及び数
①　新株予約権の目的たる株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は１株とする。
ただし、本総会後に、当社は当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率
また、本総会後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
なお、新株予約権の目的である株式の総数は、1,500株を上限とする。
ただし、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に下記(2)の新株予約権の上限数を乗じた数を、上限とする。

(2)　新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことの要否
新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しない。

(3)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は次により決定される１株当たりの行使価額（以下「行使価額」という。）に新株予約権１個につき割当てられる株式数を乗じた額とする。行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権発行日の株式会社大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。
なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。
調整後行使価＝調整前行使価×$\frac{1}{\quad}$

額　　額　　分割・併合の比率

また、割当て当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(4)　新株予約権を行使することができる期間

平成20年９月29日から平成23年９月28日までの間で別途当社取締役会が定める期間（権利行使請求期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日が最終日となる。）。但し、新株予約権の行使の条件または当社と対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、新株予約権の割当先による行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

(5)　新株予約権の行使の条件

①　対象者は、新株予約権の行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、執行役、従業員またはこれに準じる地位（以下「権利行使資格」という。）を保有していることを要する。

②　(ⅰ)①にかかわらず、対象者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合、新株予約権の行使期間開始後１年経過する日までの期間に限り、対象者の相続人は、未行使の新株予約権を行使することができる。

(ii)また、①にかかわらず、対象者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合、対象者死亡後１年経過する日までの期間に限り、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。

③　対象者に法令、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合または対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問またはコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由として当社取締役会決議で定める事由が生じた場合は、新株予約権を行使することができないものとする。

④　③の条件は、その性質に反しない限り対象者の相続人に対しても適用される。

⑤　その他の条件については、本総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 新株予約権の譲渡制限

①　新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

②　新株予約権の譲渡に関し、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約に別途の規定がある場合には、当該規定の定めるところによる。

以上